

特定個人情報等の誤廃棄について

1 発生日

令和 6 年 9 月 27 日(金)、28 日(土)、29 日(日)、30 日(月)

事実の判明日 10 月 31 日(木)

2 事務担当課

市民環境部 環境推進課

3 概要

環境推進課ごみ減量担当は、令和 6 年 9 月 27 日から 9 月 30 日に行った本庁執務室レイアウト改修において、保有している個人番号(マイナンバー)を含む個人情報が綴られたファイルを施錠されたロッカーごと廃棄した。

4 廃棄項目

(1) 個人番号提供書

住所、氏名、生年月日及び個人番号

(2) 報酬振込先用紙

住所、氏名、生年月日、電話番号及び口座情報

5 対象者(247 人)

(1) 令和 5 年度廃棄物減量等推進審議会委員 8 人

(2) 令和 5 年度環境指導員(全地区) 186 人

(3) 令和 6 年度環境指導員(石和地区) 53 人

6 経過

環境推進課では、上記 5 の特定個人情報を含む公文書をファイルに綴り、鍵がかかる専用のロッカーで保存していた。

10 月 31 日に全庁を対象とした個人番号の取扱いに関する調査があり、当該公文書を確認したところ、無くなっていることが分かった。

課員で状況を確認したところ、9 月 27 日から 9 月 30 日に行った本庁執務室レイアウト改修において、当該公文書を保管していた専用ロッカーを鍵のかかった状態で廃棄したことが判明した。

本来であれば、公文書を含む全ての物を一旦他の場所に移し、レイアウト改修後に元に戻すところであるが、専用ロッカーから当該公文書を取り出すことを失念してしまった。

専用ロッカーの廃棄については、本庁執務室レイアウト改修の契約業者に対する聞き取りや職員による現地調査、処理管理書類により、契約に沿って適正に溶解処理されていることから、個人情報の漏えいはないことを確認している。全ての調査を11月27日に完了し、今回の報告に至る。

7 対応

- (1) 対象者への説明会を12月12日(木)に開催して、概要説明と謝罪を行った。
- (2) 令和6年度環境指導員(石和地区)の方には、年間報酬の振込みを行うため、報酬振込先用紙及び個人番号提供書の再提出の依頼を行った。
- (3) 11月27日(水)に国の個人情報保護委員会への報告(速報)を行った。

8 関係職員への対応

関係職員3人については、地方公務員法及び笛吹市職員の懲戒処分に関する指針に基づき、令和6年12月12日付けで処分した。

9 再発防止策

- (1) 特定個人情報の取扱いについては、笛吹市文書管理規程、笛吹市個人情報及び特定個人情報等の適切な取扱いに関する規程に基づく管理ができているか、全庁で一斉点検を実施する。
- (2) 各課長を対象に、文書管理責任者の職務及び情報保護責任者の職務についての研修を実施する。

【市長のコメント】

この度は、廃棄物減量等推進審議会委員及び環境指導員の皆様に大変な御迷惑をおかけしてしまい、深くお詫びを申し上げます。

職員の不注意により今回の事案が発生した事実を厳粛に受け止め、市長として、その責任を痛感しています。

職員に対しては、今後このようなことがないよう、特定個人情報の取り扱いについて再度確認を行い、再発防止を改めて指示しました。

今後は、行政に対する信頼回復に職員一丸となって取り組んでまいります。

令和6年12月13日

笛吹市長 山下政樹